

『金沢市開発指導基準の改正について』

資料1

施 行 日 : 平成23年10月1日

改正箇所: 金沢市開発指導基準 第2章 第1節 3 道路形態

改 正 概 要

	現行の基準	改正後の基準
転回広場の位置	道路の終端及び35m以内ごと	道路の終端(又は終端付近20m以内)及び120m以内ごと
転回広場の形状	有効寸法にて直径12mの円が内接する形状	将来道路管理者と協議のうえ支障のない形状とすること(下図参照)

